

議案第96号

おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第37号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成28年12月1日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

町議会議員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものである。

おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成
18年おいらせ町条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の155」を「100分の160」に改め
る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後のおいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年12月
1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前のおいらせ
町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づい
て支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払
とみなす。